

### 掲示板

●11日(水)は祝日ですが、不燃ごみは通常どおり収集します。  
また、東郷美化センターも通常どおり利用できます。

#### エコチャレンジ ～今月の目標～

- 洗顔や歯磨きのとき、水を流したままにするのはやめましょう。
- コンロの炎は、なべ底からはみ出さないようにしましょう。

## ◆可燃・不燃ごみ、ビン・カンの回収日(2月)

地区	可燃 (毎週)	不燃	ビン・カン (地区資源回収)	
			資源回収場所	回収日
祐福寺	月・木	11・25日 (第2・4 水曜日)	祐福寺公民館・東郷春木クリニック横	2月8日(日) (第2日曜日)
部田	月・木		部田コミセン・雇用促進住宅	
白土	火・金		白土コミセン・ゲートボール駐車場・ラドーニ東郷	
西白土	火・金		西白土ふれあいセンター	
部田山	火・金		部田山コミセン	
清水	火・金		清水コミセン	
傍示本		11・25日	傍示本公民館	2月15日(日) (第3日曜日)
傍示本の一部 (春木川より北東側)	火・金	4・18日 (第1・3 水曜日)	和合公民館・知々釜グラウンド・牛廻間区駐車場	
和合	火・金		諸輪住宅集会所	
諸輪住宅	火・金		和合ヶ丘集会所	
和合ヶ丘	月・木		春木台コミセン	
春木台	月・木	11・25日	白鳥コミセン・高嶺公園・尼ヶ根公園	
白鳥	月・木	4・18日 (第1・3 水曜日)	御嶽公園・大坊池公園	2月15日(日) (第3日曜日)
御嶽	月・木		押草団地公団集会所	
押草団地(北)	月・木		押草団地407棟前	
押草団地(南)	月・木		諸輪公民館	
諸輪	火・金		北山台コミセン・中央公園	
北山台	火・金			

### ■可燃・不燃ごみの出し方

- ◎可燃・不燃ごみは、決められた日の朝(午前8時まで)に町指定ごみ袋に入れて、ごみ集積場に出してください。
- ◎前日の夜など収集日以外に出すと、ごみ集積場付近の住民に迷惑となります。ルールを守り、集積場の清潔保持にご協力ください。
- ◎町指定ごみ袋が貼り付いてあるだけでは収集しません。必ず袋の中に入れてください。袋に入らないものは粗大ごみとして出してください。

### ■ビン・カンの出し方

- ◎ビン・カン(地区資源回収)は、設置してあるカゴ、袋に分別して出してください(ピン・カンは中を洗い、ピンはキャップをできるだけ取ってください)。
- ◎回収時間は、各地区の回覧などで確認してください(回収日の変更されることがあります)。

## ◆資源回収にご協力ください

施設名	利用時間	回収品目
北部資源回収ステーション (愛知中部水道企業団南東) 中部資源回収ステーション (中部保育園駐車場内)	9時～16時30分 (休業日:月曜日)	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着・ビン・カン・ペットボトル・蛍光管・乾電池・充電式電池・廃食油・紙製容器包装・雑がみ・プラスチック製容器包装・白色トレイ・スプレー缶・使い捨てライター・ペットボトルキャップ・木製の割りばし・CDとDVDおよび同ケース・インクカートリッジ・水銀入り体温計・小型家電(パソコン含む)
尾三衛生組合 東郷美化センター ☎0561(38)2226	月～金曜日 8時30分～正午 13時～16時30分 土曜日 8時30分～11時30分 (休業日:日曜日)	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着・ビン・カン・スプレー缶・使い捨てライター・CDとDVDおよび同ケース・水銀入り体温計・自動車用バッテリー・金属製調理器具
(株)石川マテリアル ☎0561(39)0123	8時～17時 (休業日:日曜日)	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着・カン

## 野焼きは禁止されています。

### 野焼きとは

野外で廃棄物を焼却する行為のことです。家庭や空き地などでのゴミの焼却、ドラム缶を使った焼却、ブロックで囲われた場所での焼却、基準に適合していない焼却炉などでの焼却、これらはすべて野焼きです。

野焼きは、煙・悪臭で近所迷惑になり、ダイオキシン類などの有害物質の発生や火災の原因にもなるため、原則、法律で禁止されています。違反すると懲役5年以下または1,000万円以下の罰金に処されます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2及び第25条第一項第15号）。

### 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

- ・震災、風水害、火災などそのほかの災害の予防、応急対策、復旧に必要な廃棄物の焼却
- ・風俗習慣上、宗教上の行事に必要な焼却
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ・日常生活で通常行われる軽微な焼却（例：暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなどを行うための木くずの焼却。ただし、煙の量や臭いなどが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却に限る）

※煙などで周辺住民の生活環境などに影響を及ぼす恐れがある場合は、行政指導の対象となります。

## 尾三衛生組合へのごみの直接持ち込み

家庭から出た可燃・不燃・粗大ごみは、尾三衛生組合東郷美化センターに直接持ち込み、処分できます。

### ●搬入時間（祝日も通常どおり搬入できます）

- ・月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
- ・土曜 午前8時30分～11時30分

●料金 20kgまで200円（超過分は10kgごとに100円加算）

●持ち物 運転免許証など町内在住を確認できるもの

●問い合わせ 尾三衛生組合 ☎0561 (38) 2226

## 粗大ごみ収集の予約は受付専用電話で （受付センターへ）

### ■フリーダイヤル 0120 (470) 530

（受付は月～金曜日の午前9時～午後5時）

- 1 土日、祝日は受け付けできません。
- 2 申し込みされた翌週の木曜日に収集します。
- 3 1回の収集は1世帯5個までです（1個510円）。
- 4 収集券は、お近くのスーパー、コンビニなどでお買い求めください。
- 5 事業所から排出される物は対象になりません。
- 6 収集日前3日以内の申し込み内容の変更は、環境課へご連絡ください。

## 水を汚さないために家庭でできること

水は私たちの生活に不可欠なものです。一人ひとりの心掛けで、豊かな水環境を守っていきましょう。

### 屋外で水を使用するときは

庭などで靴や車を洗うときは、環境への負荷の少ない洗剤などを使いましょう。また、洗剤や薬品を側溝（下水道につながっていない庭の洗い場なども含む）になるべく流さないようにしましょう。

### 合併処理浄化槽を使用している家庭では

浄化槽を効果的に長く使用するため、浄化槽使用者は、保守点検、清掃を実施し、法定検査を受けなければならないと法律で定められています。

#### ●保守点検

浄化槽の機能を適正に維持するため、定期的に、点検・調整・修理を行う必要があります。保守点検は、県の登録を受けた業者に委託してください。

#### ●清掃

浄化槽にたまった汚泥を引き抜き、付属装置などを洗う必要があります。清掃を怠ると、浄化槽の機能が低下し、汚物の流出、悪臭の原因となります。清掃は、町の許可を受けた業者に委託してください。

#### ●法定検査

浄化槽が適正に設置・維持管理されているかを確認するため、水質に関する検査が義務づけられています。検査には、浄化槽設置後に行う水質検査と、毎年1回行う定期検査があり、これらを受検していない場合の罰則も設けられています。法定検査は、県が指定した検査機関に委託してください。

### 単独処理浄化槽を使用している家庭では

生活雑排水のうち、汚れの多くを占めているのは台所からの排水です。しかし、単独処理浄化槽は、トイレからの排水しか処理できないため、台所からの排水はそのまま川に流れてしまいます。次の3つを心掛けましょう。

●油などの汚れのついた食器は、キッチンペーパーなどで汚れをふき取ってから洗う。

●汁物は、作り過ぎないように気を付ける。残ってしまった場合は、吸収材や新聞紙に吸わせて捨てる。

●米のとぎ汁は、食器洗いに使うか庭や畑にまく。

また、単独処理浄化槽も合併処理浄化槽と同様に、使用者は、保守点検、清掃を実施し、法定検査を受けなければならないと法律で定められています。

